

○保健科教育が、学校内に限定してとらえられているが、学校と社会との関わりで考えると、新たな視点が出せるのではないか。生活経験主義教育に対する柴田義松氏の批判とその近辺の論争は、教訓として踏まえる必要があるのではないか。

以上、提起された論点が多すぎたせいもあるが、議論が論点を明確にしぼって深めきれぬまでにはいかなかった。特に、一般史と個別史との関係つまり、一般史とはいったい何の歴史なのか、という報告者たちからの問題提起は、今後とも引き続き討論される必要があろう。

今年度は、保健科教育が中心となった。しかし保健にせよ体育にせよ、特に戦後史研究も少ないのであり、我々がそれをつくってゆくなかで内容と論点を提起してゆくのでなければ、迫りに欠け、あるいは観念的になってしまうのではないか。

(3) 時事問題検討会

〔**関報告**〕『'80年代のスポーツ政策の動向(その2) — スポーツと子どもをめぐる状況 — 』

昨年度は第一報として、中教審答申('81. 3)と臨調答申('81. 7)が最近のスポーツ政策を規定しているとして、関連する諸問題について報告した(『研究年報'82』参照)が、今回は、そのうち特に子どもに焦点があてられた。

「生涯教育」政策下、社会教育というより組織的などりくみの中で「青少年の社会参加」つまり青少年の国家管理の強化が、しかも、警察主導で行われている。さらに、子どもの上からの組織化はきわめて勢力的にすすめられている。そのなかで、学校教育を離れた子どものスポーツ活動の普及も著しい。

したがって、地域と学校の統一的視点によるスポーツの場における国民運動の展開が必要とされている。

〔**討 論**〕

○少年対策に社会教育という視点が導入されるのはいつ頃か。特に少年団体への補助金等はいつ頃どのような背景で生まれてきたか。

○青少年団の構図のなかでスポーツがどのように位置づけられているか。

○少年スポーツの実態をみると、学校は施設と指導者を提供しているのみである。体協などの政策はどれだけあるのか。

○現在の子どものスポーツ要求は、学校体育だけでは対応しきれないレベルにきている。したがってその要求を誰がどのように組織するかがすどく問われているのではないか。

○特に最近では過度の競争主義が少年スポーツの中にも持ち込まれている。

○青少年団体の矛盾の焦点をどのようにとらえるか。

○「地域と学校の統一的視点によるスポーツの場での国民運動」とは具体的にどのような事例を示すのか、今後の研究に期待する。

○子どものスポーツをめぐる状況把握の方法は今後追求されるべき課題である。

以上、政策・制度研究グループの今年の活動と研究会報告について略述した。

今年度の成果としては、歴史学あるいは教育史研究における問題点を学習できたことは大きく評価されよう。しかしそれと同時に、それらに匹敵するだけのものが、保健・体育・スポーツ分野には未だ十分ではなく、この分野を専攻するメンバーにとって、新たな意欲をかきたてる一年でもあった。

来年度は、本グループの半数が長期の国内・外出張に出かけるため、事実上体制再編は余儀なくされるが、一昨年以降継続された蓄積は大切にしていきたいと思います。(文責・内海和雄)

3. 組織運動研究(第2グループ)

本年度は月例会(6月8日、1月18日)に4本の報告、時事問題検討会(11月30日)に3本の報告を発表し、昨年度にひきつづくテーマ「スポーツ運動の研究」を発展させた。

本年度の特徴は、1) 個人研究発表における方法論的問題意識の展開、理論的・思想的視点の提示が意識的になされ、テーマの構造がさらに明確

にされたこと（月例会伊藤報告）、2）新たな分野への挑戦としてスポーツにおける国際関係というテーマ設定と各々の専門性に即した報告が行われたこと（これまでの共同研究の蓄積による成果である）、3）特に時事問題検討会へのとりくみで有機的に関連する報告により今日のスポーツの問題状況認識に不可欠な情報と分析の提供に寄与したこと（報道に対する主体的分析と情報収集の組織化およびその公開という点でも今後のあり方を示唆したとりくみであった）、4）メンバー全員の短期間の海外研究調査の成果が直接・間接に提出され、長期留学の計画・準備が開始されたこと、であった。

(1) スポーツ運動の研究

〔伊藤報告〕『なぜふたたび1930年代を対象とするのか』

昨年度報告された『日本におけるプロレタリアスポーツ運動』にひきつづき、国民スポーツ運動の理論の創造をめざす研究の視座から、以下のような報告がなされた。（なお同時に配布された具体的な研究成果のレジュメ「『プロレタリアスポーツ同盟』の準備過程について」の内容大項目は、1）1930年前後の内外情勢について、2）スポーツ組織結成のよびかけと国際組織への加盟の促進。）

近代日本を貫通する縦軸を、天皇制イデオロギー＝非合理主義と、資本主義化・近代化・合理化（主義）との矛盾・抗争と展開過程とみなし、1930年代の文化・スポーツを軸とする時代相を、実用と非実用、日常と非日常の関係あるいは構造として把握し、これを横軸とする。そして上記の関係あるいは構造把握の立場から30年代を照射し課題を浮彫にする。—このように基本的構図が示され、以下、関係・構造の理論的意味、その近代的展開と日本近代でのあり方が論じられる。

関係・構造とは、非日常的な空間（日常空間の非日常化、たとえば道路のコース化も含む）における実用・非実用的行為は、日常（労働・生活等）に基礎づけられ、条件づけられているという意味である。しかし、実際には日常的・物質的条件に規定されながらこれときりはなして非実用的行為

を解釈しているのがブレイ論であると考えて、逆に日常・実用にベクトルを求めると、労働等と癒着し、文化の自律・独自性を見失なうことになる。また逆に、非日常的・非実用的行為は、実用・日常の世界を映しだす。また、行為と社会のあり方を示す未来性によって実用・日常とのちがいをきわめだせる。

一般的に言えば、近代に突入する際に、合理主義のもとで実用から非実用、日常から非日常への転化がすすみ、この転化の主体はブルジョアジーである。非実用・非日常的行為の追求は、①政治的自由、②経済的条件とスポーツ環境、③国民教育の内容・制度、④スポーツ諸科学・イデオロギーの水準、⑤マスコミュニケーション等によって規定される。独占段階に入ると、労働者階級をはじめ諸階層のレベルに非実用・非日常の気分・世界を求める動きがあらわれ、隔離、提供、恩恵そして自立の道をすすむ。しかし、非実用・非日常の気分を保障・条件づける客観的・主体的条件はたえず脅やかされ続ける。

日本近代においては、近代に突入するさいにブルジョア主導ではなく、そのうえ非合理主義の許容範囲のもとで合理主義が認められた。さらに、植民地再分割の時代に遭遇するという世界史的制約のもとで、客観的・主体的条件の徹底的な破壊と緩やかな再生の矛盾の連続的な展開が1945年まで続いた。

このようにみたととき、次のような事項が課題として浮彫にされる。

第一に、社会変革の主体とスポーツ主体との癒着・混同に対する批判。

第二に、組織と運動の主体のルーツをどこに求めるかという問題。大正デモクラシー期の中間層、自由民権期にさかのぼっての検討が必要である。

第三に、30年代スポーツ運動の統一の契機をどこに求めるか、可能性の有無も含めての検討。

〔上野報告〕『オーストリアのスポーツ運動史と労働者スポーツ』

報告者の『論叢』6月号掲載〈研究ノート〉の自己総括による理論的補足として、テーマの創造

的展開にむけて「未定稿」の止揚を試みたもの。報告は、①発見と未発見の中での同時代文献利用—思想史と運動史の関連？ ②理論的内容把握の問題—特徴づけが恣意的ではなかったか？ という二部構成であった。

問題意識（方法上の）は、個別具体的な社会を基盤にする思想・理論・運動（制度）から普遍的契機を見出しつかみとるという視点と、にもかかわらず歴史的には発生基盤にたちかえっての具体的問題状況の歴史的認識という視点とをどうしたら統一できるかということである。具体的な方法として〈ノート〉で試みたのは、運動史の反映として『カンパ』誌上のスポーツ論を把握し、逆に、スポーツ論にあらわれた歴史状況と思想を媒介にして運動史の局面を描き、再構成することであった。だが、この方法自体の問い直しが必要である。思想史と運動史の区別と連関という報告者にとってのアポリアはまだ解けていない。「社会史」問題もこれが解ければ最終的結論が下せる。

〈ノート〉での理論的内容把握の問題は、総じて理論展開の「紹介」が冷淡で、思想形成史への共感がみられないことにある。代置する「真の民衆スポーツ思想」（発見されるべきものとしてかかるものの存在を予想し、それを基準に未発、未展開、不十分と特徴づけた）が発見されているかといえ、その根拠を示すものが文面に現われているわけではないのであるから、「ないものねだり」と言わざるをえない。自ら厳しく戒めている「歴史への不当な要求」の不清算が暴露された。このように歴史の中の理論的批判の難しさを強調して、報告者の自己総括を締め括った。

② スポーツにおける国際関係

〔テーマ説明：上野〕本テーマの先行研究は、ナショナリズム・インターナショナリズムの理念的研究か、オリンピック、国際競技をめぐる国際問題の現象的研究かのいずれかであり、理念的研究もその理念の把握に問題性をはらみ、現象との対立の強調に終る。スポーツにおける国際関係とは何か、この点の科学的対象化自体も遅れている。ところで、スポーツ（界）の国際認識を問題にす

ることは国内のスポーツの民主主義を問題にすることであるとの仮説に立って、そのことの実証を日本スポーツ史から提出し、また、援助・非介入の原則の国際関係における貫徹とはどのようなものか、これを対外援助が進んでいる欧米の状況から検討し、理論化のための論点を明確にしようというのが以下の報告である。

〔高津報告〕『日本のスポーツ界と世界認識（戦前を中心に）』

まず次の歴史的事例が挙げられる。第一に、国内選手権の中でのランクづけにアイデンティティを感じる在朝鮮日本人スポーツマン（鮮鉄ラグビー部）の国際感覚。第二に、極東大会の問題。1933年満州国参加問題と東洋体育協会設立についての戦後の体協の評価。「ここで日本は満州国の参加を援助すべき羽目におちいり、……中国の非協同的態度のあと、日比両国は極東体育協会を解消し、……」（『体協五十年史』327頁）。第三に、オリンピック招致過程の問題。1932年9月29日岸体協会長「御進講」（オリンピック大会と日本）と1935年2月16日平沼亮三副会長の各大臣、党首あてオリンピック「陳情書」の分析。第四に、アジア大会（1951年）の問題。「第一回大会……アジアで開く競技大会に日本の参加がなくても立派に遂行できると考えているところは笑止であった。」（『体協五十年史』331頁）

上記の事例の基本的特徴は何か。第一に、欧化による「アジアの盟主」化と、そのことによる国際的孤立からの脱却。アジア無視ないし軽視。スポーツ先進国（欧米）への参入＝覇権主義を動機とした国際交流であること。第二に、競技力の対外的レベルアップが国内的な民主化と結合せず、むしろ矛盾したこと。例えば、1920年頃から国庫補助・御下賜金を契機とした選手の役員への絶対服従の要請（『協会史』746頁）。第三に、覇権主義であるがゆえに相手国、とりわけアジア諸国、とくに日帝植民地に災禍をもたらしたこと。植民地では排除、民族的伝統の剝奪、全面・直接支配・収奪。第四に、制度的特質としての「国際交流」における国家財政・行政への慈恵的依存。

天皇制の精神的枠組強化。

次に、上記の特徴を戦前日本の対外認識との関連でとらえ、スポーツ認識としての世界像の構築をめぐる若干の仮説が提起された。

近代日本の対外観の特徴は、加藤周一「日本人の世界像」から抽出すれば、米欧に「対して」と米欧「から」の二面性、相関性 — 「二重の関心の構造」 — その二面を統一する原理としての「富国強兵」、近代日本はこの二面の「交替する循環過程」であり、目的としてのナショナリズムと手段としてのインターナショナリズムの二重構造であった。すなわち、国権は民権を無視し、対外拡張に集中し、一方民権は国際的関心、国際情勢を無視した。克服の途は国家、現実の「理想」化でなく、それを「超越」し相対化する立場であり、「理想」の重要性が強調されるべきである。

最後に、スポーツ認識としての世界像の構築をめぐる仮説を提起する。第一に、「内」(国内)認識は「外」(外国)認識と結びつくことによって完成する。第二に、「内」と「外」を民主主義の観点から整合させるその契機・原理は何か。第三に、一国レベルでの社会の内なるスポーツの把握において、「内」(スポーツ)と「外」(社会)の統一的把握の重要性と、「内」(スポーツ)の超越的性格のかかわりの究明。その環としての「大衆化」ないし大衆的自治の発展がキーになる。

〔鷹木報告〕『欧米における「スポーツ援助」の政策的位置づけ』

次の西独の資料と先行研究をもとに報告された。

- ①連邦政府スポーツ報告1973, 76, 78年度。
- ②K・ギーセラー『西独のスポーツ』1972・③ドイツスポーツ連盟ベルリン『スポーツにおける開発援助』1981. 6。

「スポーツ援助」とは、開発途上国側の要請にもとづいて開発途上国のスポーツの発展に人的物的知的条件整備の協力をするものと定義される。その研究対象としての意義は、第一に、スポーツの社会的機能、「友好・相互理解の手段」の理念と現実の究明に、第二に、全世界的規模でのスポーツ権の保障という課題との関わりにある。

開発途上国におけるスポーツと体育の実情は、次のようである。学校体育制度の未確立(教員養成制度の不在、教員不足)、スポーツ組織の未確立、社会・経済構造の未確立、人種・門地・宗教・言語等の差異、習俗習慣によるスポーツ拒否。

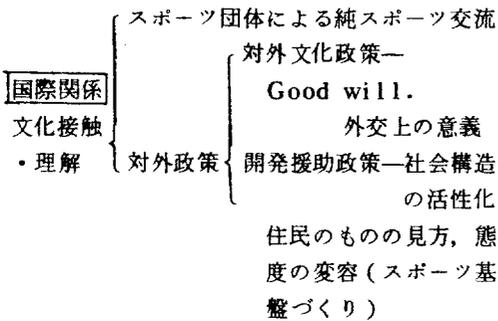
「スポーツ援助」の歴史と実勢について。〈アメリカ合衆国〉 1949年一般的経済援助にスポーツを加える。政治的動機としてギリシア、トルコ(バスケット)を反共防壁に。50年代初頭500億円をスポーツ援助に。1962年ケネディーが開発援助強化。1965年が頂点で、12,500名50ヶ国、1億1千万ドル。目的は開発途上国のマンパワー開発、アメリカ理解、開発国情報入手。1970年8千万ドルに減。しかし教育・スポーツに50%。アメリカの道は二つ。一つは、コココーラ(資本進出)の先兵、民間財団、二つは、政治的 direct 利用、ニクソンの「ピンポン外交」、カーターの「オリンピックボイコット」とナイロビでのボクシング。〈西ドイツ〉 1952年国連への開発途上国援助費出す。1963年スポーツ援助開始(c.f. ゴールデンプラン)。〈ソ連・東ドイツ〉 1959年から計画的に。東独ライプツィヒ体育大学は1981年18回の国際トレーナー研修会、25%定員は開発途上国向け。〈スウェーデン・フランス〉 前者は健康問題で、後者はフランス語圏に援助。

西ドイツの事例によって、「スポーツ援助」の目的と構造が示された。報告者の図示を掲げる。その原則は、第一に、相手国の主体性の尊重、第二に、多面的スポーツ構造(制度的、人的)の構築、第三に、計画的(短・中・長期)だという。

開発途上国側の考えは、第一に、南北格差の責任を、第二に、文化輸出は拒否する(完全主義)、第三に、構造的援助、実態に合った援助を、第四に、国内地域格差の解消、階級階層格差の解消を、ということだという。

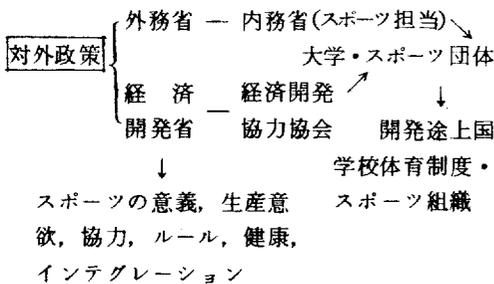
以下の点を論点として検討して頂きたい。第一に、研究領域としての位置。第二に、これは二つに分けられるが、一つは理念・現実過程論としてのスポーツにおける民主主義、権利について、二

図：西ドイツのスポーツ援助



国立スポーツ科学研究所

スポーツ援助部



つは国内問題＝国際問題におけるスポーツの発展に対する政治の関与、「援助・非介入」から「援助・参加」へとと言えないか〔討論で「援助・非介入・参加」と修正〕。第三に、日本型国際関係の展望について。

(3) 時事問題検討会

〔高津報告〕『オリンピック問題をめぐる報道 — とくに kongress について』

報道ではコマーシャルイズムとアマチュアリズムの問題で企業に道を開く世論操作がみられ、広告代理店はこれを時代の流れとして資本主義におけるスポーツはコマーシャルイズムが動輪だとする論をふりまく。AP通信の賞金制容認の報道(のちに誤報とされた)も国際的操作の一環とみられる。

IOCの実際の決議は26条堅持、細則手直しであり、kongressでは非政府的スポーツ組織への政府の容認・援助、その自治尊重、ユネスコとの提携、政府介入の排除、さらに第三世界へのス

ポーツ援助がポイントであるが、これは報道から抜け落ちる。報道で大きくとりあげられたのは、コマーシャルイズムに財政的基盤を認めるという発言であった。だが、そこでの最大の関心は選手たちの苦悩、選手生活と将来の保障、その点でのスポーツ組織のあり方であった。これに関わるパッヘ発言も報道では金銭受取要求論とされた。さらにボイコット総括やIOC民主化についても殆んど無視された。以上を総括すると、企業とスポーツのコーポレーションへの誘導＝オリンピック報道における臨調路線、IOCの自主解決能力欠如の印象づけ＝政治介入に道開くもの、とみるべきである。〔資料〕kongress “Final Statement”. (1982年ローザンヌ)全文。

〔磨木報告〕『体育の日各紙社説』

一つは体力づくり問題。『読売』は「理屈抜きでまず体を動かそう」と自分に合う体力づくりを採することを提唱し、『日経』も「体力づくりに総力を」と主張する。二つはスポーツ問題。『朝日』は「みんなスポーツをしたいのに」の見出しで、足らぬ足らぬは工夫も足らぬ、財政苦の今新設よりも既設の施設の利用を、と提唱。『赤旗』は「スポーツと商業主義の弊害」で今日の問題を突く。『毎日』はない。『東京タイムズ』が「現実」よりアマ「理念」を、と宮川毅「いまスポーツとは何か」を掲載している。

このような各紙の論調の問題は何か。文部省の体力キャンペーンに新聞がのっていること。とくにジャーナリズムのスポーツ思想の貧困が暴露。視点をかくし、臨調がらみの現状肯定を打出し、節約だけでなく軍国主義化の危険さえある。国民の立場からの「スポーツ白書」が必要ではないか。

〔伊藤報告〕『行革・臨調下のスポーツ動向』

政財官の構造的癒着の中での反動的國家再編の進行に対決していく見地から、支配体制側の動向が明らかにされ、スポーツをゆがめる真の「黒子」の存在が示された。紙面の都合上、動向を裏付ける資料の明示に関してのみ再録する。

○藤島宇内「自民党を支える軍拡勢力の動向」『世界』1982. 12. =靖国護持加担の相撲協会

への新規2億円計上(文部省予算)。『文芸春秋』1982. 8. =ユニバーシアード神戸大会と関西新空港。『朝日』1982. 11. 19夕刊=警察、剣道段級審査へ。『毎日』11. 10「記者席」=柳川覚治氏激励パーティに5千人。

「黒子」がおもてに出る日と広告界は意気込むが、真の黒子はだれか明らかになった。野村総研『まがりかどにきた日本』(1982. 6. 初版, 10. 増補改訂版。)ここからつかむべきは、財界の文化戦略, 受益者負担論, マーケットのターゲットであり, 従来区別なくみがちだった官庁, 外郭, 財界の白書のよみ方について習熟する必要がある。

〔討論〕

最大の論点となったのは, 企業側で創出していくスポーツ世論について, 財界がうけおっている部分と, 公的な部分での受け皿という官民一体の中での区別を, 矛盾の深まりの中でつかむという点であった。財界のスポーツ戦略は, 新しいニーズと称して消費をあおり, 国民を個別化・細分化し(その思想上の表現として記号論が利用される), イベント=参加の名の下の動員でつかみとるというものである。この点が極めて鮮明になった。

(文責・上野卓郎)

(4) メンバーの発表論稿(1982.4~1983.3)

掲載誌略号:『一橋論叢』A, 『体育科教育』B, 『たのしい体育・スポーツ』C, 『スポーツのひろば』D, 『同志会ニュース』E, 『NOVA』F.

唐木國彦:①<論説> 二つのインターナショナルを結ぶ書簡—統一への試行—(A.'82.4). ②大学体育の社会的役割(B.'82.5). ③<現代スポーツ考> 無権利のスポーツ(C.'82.夏Vol.2). ④バスケットボールの指導(C.'82.冬Vol.4). ⑤マイン河畔の「連帯」(B.'83.1).

高津勝:①<研究> 運動会の文化史(C.'82.夏Vol.2). ②欧米スポーツの日本的受容—FAA ルールの摂取を中心に—(C.'83.春Vol.5). ③<ヒロシマ・ノート> スポーツの共生感覚の再生と深化(E.'82.9.15). ④<専門誌の紹介> 転換期の理論的諸問題(『同志会東京』'82.11.15.)

上野卓郎:①<研究ノート> 『デア・キャンプ』誌上のスポーツ論と労働者スポーツ(A.'82.6). ②スポーツの本質規定と反映論的視角の展開(E.'82.5.15). ③反映論の具体化と基本問題—井上, 永井の所説を読む—(F.'82.7.25). ④スポーツインターナショナルリズムは可能か(B.'83.1). ⑤今日的探究課題を提起したスポーツフォーラム(E.'83.1.10). ⑥<専門誌の紹介> 子どもと文化をめぐる問題(『同志会東京』'83.1.15).

伊藤高弘:①東と西の心理的な空間は縮まった—UISP代表団歓迎レセプションでのあいさつ(D.'82.4). ②<論考> 激動の時代とスポーツ権(C.'82.春Vol.1). ③<論考> 話題の論文を追って(C.'82.夏Vol.2). ④スポーツの1930年代断章(B.'82.8). ⑤苦難の半世紀を糧にして前進するFSGT(D.'82.8). ⑥<論考> 核心を削除された講演の“大意”(C.'82.秋Vol.3). ⑦<論考> 対人防禦とともに地域防禦(C.'82.冬Vol.4). ⑧商業主義のスポーツ“侵略”(B.'83.1). ⑨<対談VS川本信正> 戦争・恐慌と平和の時代のスポーツ(D.'83.1). ⑩スコアボード・スポーツマンの民主的統治能力(D.'83.1). ⑪<論考> スポーツと社会—スポーツルールと時・空間の関連—(C.'83.春Vol.5). (収録・上野卓郎)

4. 運動文化研究(第3グループ)

今年度は各自の研究に依拠しながら報告にとりくんだ。したがってグループのテーマを集中的に深めるところまでは至らなかった。月例会では①アメリカの大学スポーツ, ②ルールの窓から運動文化論への接近の二つ, 時事問題では体育・スポーツにおける主体者形成をめぐる状況についてに取りくんだ。

(1) [柴崎報告] 『アメリカの大学スポーツ』

○報告レジメ, 資料: NCAA規約

朝日新聞1981年1月連載記事「大学スポーツ—米国キャンパスの実態」の内容とその取り扱い